

ものづくり産業 経営安定化支援助成金



亀岡市では、商工業者が経営安定化を目的として**製造設備**を更新又は新たに取得される場合に助成金を交付する制度を用意しています。

1 対象者・対象機械

1) 対象者

市内に所在する事業所

※ 企業立地奨励金の適用期間の事業所は除きます。

2) 対象機械

- ・ **製造を目的とした設備**（償却資産）
 - ・ 1機械の取得価格が**1,000万円以上**のもの
 - ・ 固定資産（償却資産）として申告するもの
- ※ 令和5年1月2日以降に取得したものが対象となります。

2 助成金の額

固定資産税相当額（固定資産税課税標準額×1.5%）

※ 交付は、1設備につき1度限りです。

※ 亀岡商工会議所に未加入の場合は、上記の金額の80%となります。

3 申請書類・申請時期

○申請書類

- ① 交付申請書
- ② 設備（償却資産）の写真、配置図
- ③ 償却資産申告書（償却資産課税台帳）及び種類別明細書の写し
- ④ 償却資産種類別明細書兼課税台帳（評価調書）
- ⑤ 市税完納証明書
- ⑥ 亀岡商工会議所が発行する会員証明書

○申請時期

設備（償却資産）を取得した年の翌々年の1月末日まで
※ 当該設備に係る初年度の固定資産税の納付を完了した日以降

⚠ 令和5年1月2日以降に取得したものが対象となります。

（例）取得期間：令和5年1月2日から令和6年1月1日
→ 申請期間：固定資産税の納付完了日から令和7年1月末日まで

4 問い合わせ先

亀岡市役所 産業観光部 商工観光課（市役所3階）
〒621-8501 亀岡市安町野々神8
電話0771-25-5033（直通）



亀岡市観光
マスコットキャラクター
明智かめまる